

市営特定公共賃貸住宅 入居者募集

以下の市営特定公共賃貸住宅について、入居者を公募します。

団地名		下滝	応相寺		
募集戸数		6戸	2戸	1戸	
部屋番号		D-203, D-204, D-302 D-303, D-304, D-305	5, 14	10	
所在地		山南町下滝 157-1	青垣町中佐治 361-2		
構造等		中層耐火3階建	木造2階戸建		
間取り		3DK	3LDK (A・B)	3LDK (C)	
専用面積		73.6 m ²	105.1 m ²	103.8 m ²	
エレベーター		無	—		
給湯設備		ガス給湯器	電気温水器		
浴室設備		ガス給湯器	電気温水器		
排水設備		合併浄化槽	合併浄化槽		
建設年度		平成6年度	平成11年度		
家賃 (月額)	政令月額(円)区分	158,000 ~186,000	33,900円	41,900円	41,400円
		186,001 ~214,000	35,600円	43,800円	43,300円
		214,001 ~259,000	37,300円	45,800円	45,300円
		259,001 ~336,000	39,200円	47,900円	47,300円
		336,001 ~487,000	41,100円	50,100円	49,500円
敷金		123,300円	150,300円	148,500円	
駐車場利用 可能台数		1台以内	住宅備付け		
駐車場使用料 (1台当たり)		1,570円	—		
所在地の小学校区		上久下小学校	青垣小学校		
備考			オール電化		

市営特定公共賃貸住宅 入居者募集

以下の市営特定公共賃貸住宅について、入居者を公募します。

団地名	城ヶ花		のこの		
募集戸数	6戸	9戸	3戸		
部屋番号	1-104, 1-105 1-204, 1-205 1-206, 1-306	1-101, 1-103, 1-107 1-203, 1-207, 1-208 1-302, 1-303, 1-308	102, 103, 204		
所在地	市島町酒梨 10-1		春日町野上野 1660		
構造等	中層耐火 3階建		中層耐火 3階建		
間取り	2LDK	4LDK	3LDK(B)		
専用面積	65.3 m ²	83.9 m ²	72.7 m ²		
エレベーター	有		有		
給湯設備	ガス給湯器		ガス給湯器		
浴室設備	ガス給湯器		ガス給湯器		
排水設備	下水道		下水道		
建設年度	平成 11 年度		平成 14 年度		
家賃 (月額)	政令 月額 (円) 区分	158,000 ~186,000	31,500 円	40,500 円	36,000 円
		186,001 ~214,000	33,700 円	42,900 円	39,800 円
		214,001 ~259,000	36,100 円	45,500 円	44,000 円
		259,001 ~336,000	38,600 円	48,300 円	48,600 円
		336,001 ~487,000	41,300 円	51,200 円	53,700 円
		敷金	123,900 円	153,600 円	161,100 円
駐車場利用 可能台数	2台以内		2台以内		
駐車場使用料 (1台当たり)	1,570 円		2,090 円		
所在地の小学校区	三輪小学校		春日部小学校		
備考					

※同居親族に義務教育修了前の子供がいる世帯については、月額 5,000 円を家賃より減額します。

1 家 賃

所得により決定します(毎年の申告が必要で所得区分に応じて変動します)。

※ 別途、駐車場使用料や光熱水費、共益費負担、自治会への加入などが必要です。

2 入居資格

- ① 現に同居し、または同居しようとする親族のある方
 ※結婚予定がある方も申込ができます。ただし、入居日までに入籍することが必要。
- ② 政令月額が、158,000円以上、487,000円以下の方
 ※政令月額 = (年間総所得金額 - 扶養等控除金額) ÷ 12月
 ※詳しくは、お問い合わせください。
- ③ 市税等(上下水道使用料・学校給食費などの公共料金を含む)の滞納がない方
- ④ 暴力団員でない方

3 申込方法

所定の**入居申込書**に、**住民票**(現世帯全員の続柄・筆頭者記載のもの)、**所得証明書**(申告義務がある方全員)、**丹波市市税及び公共料金完納証明書・調査同意書**等を添え、市役所春日庁舎2階都市住宅課、または本庁1階氷上支所及び各支所(春日支所は除く)へ提出してください。

4 申込受付 随時募集中

5 入居者の決定 先着順、資格審査後決定

6 入居予定時期 入居許可の概ね2カ月後

7 留意事項

- ① 市営住宅は、建築後の年数などによって損耗しています。前入居者が退去した住宅を、生活を営まれるうえで支障をきたす部分のみ修繕した後で、次の方に入居していただきます。住宅ごとの築年数と傷みの程度により美観や修繕の内容も異なりますので、ご了承ください。
- ② 連絡先・申込み内容等の変更や申し込みが不要となった場合は、必ず申し出てください。
- ③ 団地で円満な共同生活を営むことができない方は入居できません。
- ④ 所得の申告義務があるにもかかわらず、申告していない方は申込みできません。
- ⑤ 入居に当たっては、申込書に記載されている全ての方に入居していただきます。入居のときに単身になった場合は、入居できません。

- ⑥ 住宅使用料・駐車場使用料は、毎月の月末までに、原則として銀行等の口座振替で納めていただきます。
- ⑦ 団地に入居すると各団地の自治会等に入会していただきます。
- ⑧ 住宅使用料等以外の費用として、団地毎に自治会等が管理している共同施設の維持費が共益費として必要となります（これらの費用は、自治会等が徴収されます）。
- ⑨ 団地内では、犬、猫、鳥、猛獣、毒蛇等の動物の飼育は認めておりません（ただし、身体障害者ほじょ犬は、受け入れが可能です）。
- ⑩ 団地内では、駐車場以外に自動車の駐車は原則として禁止です。

【お問い合わせ】 丹波市役所(春日庁舎) 都市住宅課 Tel.0795-74-2364

【 市営特定公共賃貸住宅入居申込みに必要な書類 】

下記の必要書類を市役所春日庁舎 2階都市住宅課、または本庁 1階氷上支所及び各支所（春日支所は除く）へ提出してください。

詳しくは、都市住宅課 住宅政策係(Tel.0795-74-2364)へお問い合わせください。

①市営特定公共賃貸住宅入居申込書：用紙は市役所春日庁舎 2階の都市住宅課、本庁 1階の氷上支所及び各支所（春日支所は除く）にあります。

下記の区分により入居申込書に必要な書類を添えてください。
入居を希望される方、全てに対して書類が必要となります。

	勤続区分 (事業継続)	② 住民票	③ 所得証明書	④ 令和7 年分源泉 徴収票	⑤ 在職証明 書	⑥ 給与支払 証明書	⑦ 事業収入 申告書	⑧ 市税及び 公共料金 完納誓約 書・同意 書	⑨ 誓約書	その他
給与 所得者	現在の勤務先に令和6 年12月31日以前に就 職し、引き続いて勤務 している方	◎	◎	○	◎			◎	◎	⑩⑪⑫⑬⑭ ⑮⑯
	現在の勤務先に令和7 年1月1日以降に就職 し、引き続いて勤務し ている方	◎	◎	○	◎	◎		◎	◎	
事業 所得者	現在の事業を令和6年 12月31日以前に開業 し、引き続いて営業し ている方	◎	◎				☆	◎	◎	
	現在の事業を令和7年 1月1日以降に開業し、 引き続いて営業してい る方	◎	◎				◎	◎	◎	
	現在、無職無収入の方	◎	◎					◎	◎	⑩⑪⑫⑬⑭ ⑮⑯

◎は、必ず必要。 ○は必要に応じて。 その他は、該当者のみ必要。

②住民票：入居予定者の現世帯全員の住民票（続柄、筆頭者記載のもの）

※婚約中の方は双方の現世帯全員の住民票が必要です。

③所得証明書：令和8年1月1日現在居住の市役所等で令和8年度（令和7年中所得）の証明を受けて提出してください。

(交付開始日が6月8日となられる方もありますので詳しくは、税務課 82-2070 までお問い合わせください。)

④給与所得の源泉徴収票 令和8年6月以降に申込みの場合は、必要ありません。

⑤在職証明書：現在の勤務先から証明を受けてください。

⑥給与支払証明書：現在の勤務先から証明を受けてください。

⑦事業収入申告書：事業所得者で、事業が請負の仕事をしている場合。

☆令和8年5月末までに申込みの方ー令和7年分所得税確定申告をされた方はその申告書の写しを提出してください。

⑧丹波市市税及び公共料金完納誓約書・調査同意書：入居予定者全員の氏名を記入し提

出してください(ただし、未成年者は除く)。

⑨暴力団員でない旨の誓約書

その他、該当する方のみ提出してください。

⑩退職証明書：入居予定者のなかで令和7年中は所得があったが、現在退職して所得がなくなった方がある場合、勤務していた先で証明を受けてください。

⑪戸籍謄本：内縁関係にある方、母子世帯・父子世帯・単身の方は提出してください

⑫婚約証明書：現在、婚約中の方は婚約証明書を提出してください。

⑬生活保護の証明書：受給中の方は福祉事務所が発行する証明書を提出してください。

⑭雇用保険受給資格者証(写)：雇用保険受給中の方は資格者証の写しを提出してください。

⑮り災証明書など：自己の居住していた住宅が、倒壊又は焼失するなどして居住できなくなり、現在住宅に困窮している方で、なおかつ市町長等が発行するり災証明書などで全壊(焼)または半壊(焼)であることが証明できる方は、そのり災証明書および家屋の解体を証明できる書類をご持参ください。

⑯市税等の滞納のないことの証明書

丹波市内在住者以外の方(賦課期日後、丹波市へ転入された方を含む)は、現在居住の市役所等で滞納等がないことの証明を受けて提出してください(丹波市内在住者の方は、不要です)。

※このほか申込みの実態により身体障害者手帳、児童扶養手当受給者証等の書類の提出を求める場合があります。

※用紙は市役所春日庁舎2階の都市住宅課、または本庁1階の氷上支所及び各支所(春日支所は除く)にあります。

※申込書類による入居者資格審査は都市住宅課が行ないます。申込者の状況や提出いただいた書類等の内容によっては、戸籍謄本、在職証明書、退職証明書(雇用保険受給者資格者証(写))、婚約証明書等の追加書類の提出をお願いすることや、申込みをお断りすることがありますのでご容赦ください。